

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 6年 6月 26日

宮崎市長 殿



提出者

住 所 宮崎市大字富吉字釘ノ前1389-1

氏 名 西日本高速道路メンテナンス九州(株)

宮崎保全センター

センター長 富 永 尚 志

電話番号 0985-89-3370

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

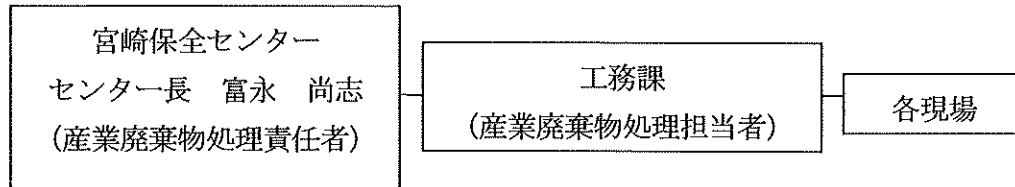
事業場の名称	西日本高速道路メンテナンス九州(株) 宮崎保全センター
事業場の所在地	宮崎市大字富吉字釘ノ前1389-1
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	総合建設業
② 事業の規模	令和5年度完成工事高 1,384,053,000円
③ 従業員数	50名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	・汚泥→最終処分委託(管理型埋立) ・廃プラスチック類→最終処分委託(埋立) ・廃プラスチック類→中間処分委託(破碎)→再資源化(再生原料) ・木くず→中間処理委託(破碎)→再資源化(発酵堆肥) ・がれき類→中間処理委託(破碎)→再資源化(再生砕石) ・ガラスくず→最終処分委託(管理型埋立) ・建設混合廃棄物→中間処理委託(破碎)→再資源化(再生原料)

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】 別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・木くず、がれき類については、中間処理後、再資源化を行う業者へ委託し、再資源化を図った		
② 計画	【目標】 別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・前年同様、木くず、がれき類については、中間処理後、再資源化を行う業者へ委託し、再資源化を図る。 ・分別の徹底を図る。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 種類：廃プラスチック類 取組：所定の保管場所を確保し、他の廃棄物等と混合しないようにした。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 種類：廃プラスチック類 取組：前年同様、所定の保管場所を確保し、他の廃棄物等と混合したい。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】 別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） 該当なし		
② 計画	【目標】 別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） 該当なし		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】 別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） 該当なし		
② 計画	【目標】 別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） 該当なし		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】 別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 該当なし		
② 計画	【目標】 別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 該当なし		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】 別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処 理 委 託 量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・木くず、がれき類については、中間処理後、再資源化を行う業者へ委託し、再資源化を図った。		

② 計画	【目標】 別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 前年同様、木くず、がれき類については、中間処理後、再資源化を行う業者へ委託し、再資源化を図る。		
※事務処理欄			

